

【立川市資源再生利用補助金交付制度】

1. 申請できる団体 自治会や子ども会、老人会など営利を目的としない市内の団体

補助金を受けるためには、事前に団体登録が必要です。
具体的な申請方法などは、ごみ対策課（電話 531-5518）までご連絡ください。

2. 補助金の金額

古布（1kg あたり）	9 円
紙類（1kg あたり）	9 円
あきびん（1 本あたり）	9 円
スチール缶（1kg あたり）	9 円
アルミ缶（1kg あたり）	50 円



3. [参考] 立川市の実績（平成 24 年度）

立川市全体			実施 1 団体あたり(平均)	
回収量 (kg)	補助金交付 金額 (円)	実施団体数	回収量 (kg)	補助金交付 金額 (円)
4,053,778	39,644,566	168	24,130	235,980

※ 平成 25 年度（11/30 現在）登録団体数：204 団体

《 立川市ごみ減量・リサイクル推進委員会 》

* ~ *

ごみ・資源は決められたルールで決められた場所に出しましょう ~

不法投棄について

不法投棄は犯罪です！

ごみの旧集積所や道路、個人が所有する土地等において、粗大ごみなどの不法投棄が後を絶ちません。

粗大ごみなどの廃棄物をみだりに捨てることは、廃棄物処理法で禁止されています。廃棄物を不法投棄すると5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人は、3億円以下）の罰金、または両方が科せられます。

土地所有者・管理者のみなさんへ

不法投棄された廃棄物の処理については、投棄者が判明しない場合、その土地の所有者・管理者にお願いすることになります。土地の管理には十分ご注意ください。

不法投棄者を見かけた場合は、車の特徴やナンバーなどの情報を下記までお寄せください。

立川市ごみ対策課（立川市総合リサイクルセンター内） 042-531-5517
立川警察署 042-527-0110

みんなで減らそう 燃やせるごみ減量50%!

立川市
総合リサイクルセンターだより

西砂からの風

2013年10・11月号
(第19号)

発行/立川市ごみ減量推進課

「家庭ごみ戸別収集・有料化」実施

平成25年11月1日（金）より、ごみと資源の出し方が変わりました。再確認をお願いします。

【変更点①】

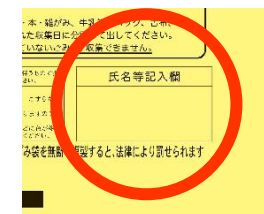
「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は有料指定収集袋に入れて出してください。



〈黄色〉



〈緑色〉



氏名等記名欄は、記入する必要はありません。

この欄は、集合住宅などにお住まいの方で、共同の集積所を使う方がごみの減量やリサイクルに取り組む際に、必要に応じご活用いただくものです。

「従来どおり無料で収集するもの」

- ☆プラスチック ☆ペットボトル ☆古布 ☆せん定枝 ☆びん ☆缶 ☆有害ごみ
- ☆新聞・折込チラシ ☆段ボール・茶色紙 ☆雑誌・本・雑がみ ☆牛乳等紙パック

「おむつ」「落ち葉・雑草」はきちんと分別していただければ無料で収集します。

45リットルまでの透明または半透明の袋に入れて、おむつの場合は「おむつ」と記入して、「燃やせるごみ」の収集日に出してください。

【変更点②】

建物ごとにごみと資源を収集します。戸建て住宅については、敷地内の道路に面したところに、集合住宅については、敷地内の排出場所にごみと資源を出してください。（集合住宅は、従来の集積所を継続利用します。今まで集積所が無い集合住宅については、管理会社等で敷地内に居住者専用の排出場所を新たに設けていただいております。）

戸建て住宅用の集積所は、全て廃止になりました。

人や車の通行の妨げになり、事故などが起こる原因になりますので、**道路上にはごみと資源を出さないでください。**